（前のページより続き）

労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）
最低賃金の改正決定に関する公示（鳥取労働局最低賃金公示一）
国家試験
平成二十二年度技術士第一次試験の試験会場名称の変更（文部科学省）
第二十五回管理栄養士国家試験の施行（厚生労働省）
管理栄養士国家試験委員の公告（同）
〔公　告〕
諸事項
官庁
公認会計士懲戒処分、押収物還付、有権者申出方、司法書士懲戒処分、証票無効、美濃東部区域農用地整備事業実施計画（変更）関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

## 本号で公布された法令のあらまし

◇**国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二〇八号）（防衛省）

1　国際機関等に派遣される防衛省の職員に支給する給与の支給割合を改めることとした。（第五条関係）

2　この政令の施行に伴い必要となる経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二〇九号）（防衛省）

1　経過措置による特地勤務手当等が支給される官署の範囲を改めることとした。（原始附則第六項及び第七項関係）

2　特殊勤務手当のうち国際緊急援助等手当に関し、心身に著しい緊張を与える場合における国際緊急援助業務に係る額の加算割合を引き上げることとした。（別表第五関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、2の規定は、平成二二年八月二〇日から適用することとした。

# 政　令

国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

## 政令第二百八号

### 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項本文中「派遣職員には」の下に「、防衛大臣の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「百分の七十」を「百分の百以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に、「当該職員」を「派遣職員」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（防衛大臣が定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の第五条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における改正前の第五条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第五条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一　施行日から平成二十三年九月三十日までの期間　百分の百

二　平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日までの期間　百分の七十

三　平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日までの期間　百分の四十

3　施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（防衛大臣が定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の第五条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において改正前の第五条第一項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第五条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一　施行日から平成二十三年九月三十日までの期間　百分の百

二　平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日までの期間　百分の七十

三　平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日までの期間　百分の四十

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　菅　**直**人

## 政令第二百九号

### 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項、第十三条の二第二項及び第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人